

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                   |
|-------|------------------------|
| 6     | 固定資産税及び都市計画税事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大竹市は、固定資産税及び都市計画税事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をとり、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島県大竹市長

## 公表日

令和8年3月26日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務  |  |
|---|--|
| ①事務の名称  | 固定資産税及び都市計画税事務   |
| ②事務の概要  | 地方税法に基づき、課税客体を正確に把握し、評価基準等に則り適正に評価し、固定資産税及び都市計画税の賦課を行う。          |
| ③システムの名称  | ・住民情報システム(固定資産税)<br>・団体内統合宛名システム<br>・中間サーバー                      |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |  |
| 1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用  |  |
| 法令上の根拠  | 番号法第9条第1項 別表第一24の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携  |  |
| ①実施の有無  | [ 実施する ]<br>＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定                |
| ②法令上の根拠   | 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項                         |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |  |
| ①部署   | 大竹市 市民生活部 税務課  |
| ②所属長の役職名  | 税務課長   |
| 6. 他の評価実施機関   |  |
|   |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求  |  |
| 請求先   | 大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係<br>(〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話 0827-28-0074) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ  |  |
| 連絡先   | 大竹市 市民生活部 税務課 資産税係<br>(〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2129)   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した  |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]<br><選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]<br><選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                              |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | マイナンバー情報が得られず、住民基本台帳ネットワークで照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による検索を行い、システム使用者や照会対象者及び事務区分を使用簿に随時記録している。また、特定個人情報を扱う作業では、複数人で確認を行った上で実施している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |   |

| 9. 監査                     |   |
|---------------------------|---|
| 実施の有無                     | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査   |
| 10. 従業者に対する教育・啓発          |   |
| 従業者に対する教育・啓発              | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div><br>[    十分に行っている    ]  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策      |   |
| [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策          | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol> |
| 当該対策は十分か【再掲】              | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div><br>[    十分である    ]   |
| 判断の根拠                     | ・USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上で制御されている。<br>・USBメモリにはパスワードによる保護が行われており、使用した際には記録簿をつけ、施錠可能な棚に保管するよう徹底している。<br>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。   |

